



三重県公報

令和3年1月26日 (火)

第 177 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

規 則

11	三重県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	(水産基盤整備課)	2
----	-------------------------	-----------	---

告 示

49	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地域福祉課)	2
----	----------------------------------	---------	---

50	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
----	-------------------------------	-----	---

51	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
----	--------------------------------	-----	---

52	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	3
----	-----------------------------------	-----	---

53	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
----	--------------------------------	-----	---

54	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同)	3
----	--	-----	---

55	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
----	---	-----	---

56	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
----	--	-----	---

57	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	4
----	--	-----	---

58	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
----	--	-----	---

59	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治山林道課)	5
----	----------------------	---------	---

60	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(同)	5
----	-----------------------	-----	---

61	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	5
----	-----------------------	------------------	---

公 告

開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	6
---------------	---------	---

特 定 調 達 公 告

一般競争入札を行う旨	(警察本部)	6
------------	--------	---

同件	(同)	13
----	-----	----

同件	(同)	19
----	-----	----

規則

三重県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年1月26日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十一号

三重県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県漁港管理条例施行規則（昭和二十九年三重県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二号様式までの規定中「三重県知事様」を「三重県知事宛て」に改め、「@」を削る。

第四号様式から第八号様式までの規定中「@」を削る。

第九号様式から第十一号様式までの規定中「三重県知事様」を「三重県知事宛て」に改め、「@」を削る。

第十一号様式から第十四号様式までの規定中「三重県知事様」を「三重県知事宛て」に改め、「@」を削る。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際に改正前の三重県漁港管理条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県漁港管理条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

告示

三重県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和3年1月26日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ルミナス クリニック	津市安濃町曾根833-6	令和2年12月1日
訪問看護ステーション デューン津	津市大谷町276-5 ネクストビル4階	令和2年12月1日
APてれさ津訪問看護ステーション	津市一身田町181番地3号	令和2年12月1日
訪問看護ステーションあやめ津	津市末広町29番2号 カムズエイト1B	令和3年1月1日
訪問看護リハステーション春	四日市市智積町5942	令和3年1月1日

三重県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和3年1月26日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
慈芳産婦人科・内科・リウマチ科	四日市市ときわ4-4-7	慈芳産婦人科	令和2年12月1日
橋本胃腸科内科	名張市蔵持町里3258番地2	はしもと総合診療クリニック	令和2年12月1日
医療法人辻歯科医院	四日市市川島町6000-144	四日市市川島町6000-74	令和2年7月27日
ゴールドエイジ訪問看護ステーション	四日市市日永東3丁目11-20	四日市市城西町6番13号	平成27年5月1日

三重県告示第 51 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 1 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
津坂眼科	津市藤方 1535-2	令和 2 年 11 月 30 日

三重県告示第 52 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 1 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
すずらん診療所	四日市市日永 1 丁目 3 番 18 号	令和 2 年 4 月 1 日	訪問リハビリテーション
すずらん診療所	四日市市日永 1 丁目 3 番 18 号	令和 2 年 4 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション
鳥羽市立長岡診療所	鳥羽市相差町 1028 の 1	令和 2 年 10 月 1 日	訪問看護
鳥羽市立長岡診療所	鳥羽市相差町 1028 の 1	令和 2 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
アクア薬局伊勢寺店	松阪市伊勢寺町 481-6	令和 2 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
特別養護老人ホーム 亀寿苑	亀山市阿野田町 2443-1	令和 2 年 9 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 53 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 1 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
きよたく介護支援センター季煌	松阪市若葉町 475-1	居宅介護支援	令和 2 年 11 月 30 日
福祉用具 P-あしすと	志摩市阿児町鵜方 5264 番地 1	福祉用具貸与	令和 2 年 10 月 31 日
福祉用具 P-あしすと	志摩市阿児町鵜方 5264 番地 1	特定福祉用具販売	令和 2 年 10 月 31 日
福祉用具 P-あしすと	志摩市阿児町鵜方 5264 番地 1	介護予防福祉用具貸与	令和 2 年 10 月 31 日
福祉用具 P-あしすと	志摩市阿児町鵜方 5264 番地 1	特定介護予防福祉用具販売	令和 2 年 10 月 31 日
げんき村	志摩市阿児町鵜方 5190 番地 2	地域密着型通所介護	令和 2 年 10 月 31 日
楽	志摩市阿児町鵜方 5218 番地	訪問介護	令和 2 年 10 月 31 日
ふあみりい	志摩市阿児町鵜方 5190 番地 1	地域密着型通所介護	令和 2 年 10 月 31 日

三重県告示第 54 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 1 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ルミナス クリニック	津市安濃町曾根 833-6	令和 2 年 12 月 1 日

訪問看護ステーション デューン津	津市大谷町 276-5 ネクストビル 4 階	令和 2 年 12 月 1 日
A P てれさ津訪問看護ステーション	津市一身田町 181 番地 3 号	令和 2 年 12 月 1 日
訪問看護ステーションあやめ津	津市末広町 29 番 2 号 カムズエイト 1B	令和 3 年 1 月 1 日
訪問看護リハステーション春	四日市市智積町 5942	令和 3 年 1 月 1 日

三重県告示第 55 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 1 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
慈芳産婦人科・内科・リウマチ科	四日市市ときわ 4-4-7	慈芳産婦人科	令和 2 年 12 月 1 日
橋本胃腸科内科	名張市藏持町里 3258 番地 2	はしもと総合診療クリニック	令和 2 年 12 月 1 日
医療法人 達歯科医院	四日市市川島町 6000-144	四日市市川島町 6000-74	令和 2 年 7 月 27 日
ゴールドエイジ訪問看護ステーション	四日市市日永東 3 丁目 11-20	四日市市城西町 6 番 13 号	平成 27 年 5 月 1 日

三重県告示第 56 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 1 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
津坂眼科	津市藤方 1535-2	令和 2 年 11 月 30 日

三重県告示第 57 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 1 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
すずらん診療所	四日市市日永 1 丁目 3 番 18 号	令和 2 年 4 月 1 日	訪問リハビリテーション
すずらん診療所	四日市市日永 1 丁目 3 番 18 号	令和 2 年 4 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション
鳥羽市立長岡診療所	鳥羽市相差町 1028 の 1	令和 2 年 10 月 1 日	訪問看護
鳥羽市立長岡診療所	鳥羽市相差町 1028 の 1	令和 2 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護
アクア薬局伊勢寺店	松阪市伊勢寺町 481-6	令和 2 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
特別養護老人ホーム 亀寿苑	亀山市阿野田町 2443-1	令和 2 年 9 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 58 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の

2(同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年1月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	廃止年月日
きよたく介護支援センター季煌	松阪市若葉町475-1	居宅介護支援	令和2年11月30日
福祉用具 P-あしすと	志摩市阿児町鵜方5264番地1	福祉用具貸与	令和2年10月31日
福祉用具 P-あしすと	志摩市阿児町鵜方5264番地1	特定福祉用具販売	令和2年10月31日
福祉用具 P-あしすと	志摩市阿児町鵜方5264番地1	介護予防福祉用具貸与	令和2年10月31日
福祉用具 P-あしすと	志摩市阿児町鵜方5264番地1	特定介護予防福祉用具販売	令和2年10月31日
げんき村	志摩市阿児町鵜方5190番地2	地域密着型通所介護	令和2年10月31日
楽	志摩市阿児町鵜方5218番地	訪問介護	令和2年10月31日
ふあみりい	志摩市阿児町鵜方5190番地1	地域密着型通所介護	令和2年10月31日

三重県告示第59号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和3年1月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
津市美杉町竹原字中ノ垣内902の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

三重県告示第60号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年1月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第61号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出(新設の届出)に対して同法

第8条第2項の規定により提出があつた意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年1月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ファムタウン四日市上海老ショッピングセンター

四日市市上海老字東大沢 1585 番 146 ほか 36 筆

2 意見を有する者から述べられた意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 24時間営業はやめてほしい。工場のトラックが駐車する可能性があるので、駐車場は全店が閉店したら車が駐車できないように出入口を封鎖してほしい。

イ 平日の9時頃は渋滞するので、来退店経路図で国道365号から南下して右折来店は禁止にし(出入口3及び出入口4)、又は信号機をつけてほしい。

ウ 添付図6来客自動車経路図計画地東側国道365号線大沢東交差点から上海老交差点の道路を再舗装してほしい。上海老交差点は段差があり通行の妨げになるので、直してほしい。

エ 徒歩で行けるように歩道を整備してほしい(特に国道365号)。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア ガソリンスタンドの開店時間は何時から何時までか。

イ 全店の開店時間を10時に統一はできないのか。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年1月26日から同年2月26日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年1月26日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年1月7日	度会郡玉城町勝田字新田 5727-2	度会郡玉城町長更390 有限会社ヨシダ 代表取締役 吉田尚由
令和3年1月7日	員弁郡東員町大字六把野新田字嶋畑 51-23 ほか1筆	四日市市ときわ1丁目7-14 大和ハウス工業株式会社四日市支社 支社長 鈴木康夫
令和3年1月12日	三重郡菰野町大字菰野字大垣内 8955	四日市市新正4丁目1-1 株式会社スマートマネジメント 代表取締役 関根良樹
令和3年1月12日	三重郡菰野町大字千草字東原野 4556-1	三重郡菰野町大字千草 4286-1 小川 彩

特 定 調 達 公 告

次のとおり、総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 26 日

三 重 県 警 察 本 部 長 岡 素 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和 3~5 年度 桑名警察署外 7 庁舎清掃管理業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
調達説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「電子調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日（日）までとします。ただし、契約の履行期限は令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 6 年 3 月 31 日（日）までとします。

(4) 委託業務履行場所

桑名、いなべ、四日市北、四日市南、四日市西及び鈴鹿警察署、高速道路交通警察隊（桑名 IC、菰野 IC）

三重県桑名市江場町 626-1 外 7 庁舎

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 本店、支店等で電子調達システム利用登録している登録事業者であること。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号又は第 8 号について都道府県知事の登録を受けている者であること。
 - オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 7 号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
 - カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 6 条第 1 項に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
 - キ 過去 5 年間に、事務所等の建築物で延べ面積 3,000 m² 以上の規模のものにおいて、清掃管理業務を通算 3 年以上履行した実績（6 月以上継続の清掃業務実績）があること。
 - ク 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。
- ※ エ、オ及びカについては、技術提案書提出時点で確認します。ア、イ、ウ、キ及びクは開札後に落札候補者に対して確認します。ただし、キについては技術提案書で確認できる場合は不要とします。

3 入札に関する事項

- (1) 本件入札は、電子調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- (2) 本件入札は、開札事務を電子調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、電子調達システムの利用登録が必要です。電子調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに 13 に記載する「電子調達システム利用登録申請を担当する所属」に電子調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。なお、利用登録申請における電子証明書（IC カード）は不要とします。
- (3) 電子調達システム利用登録者が電子調達システムにより本件入札の 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 電子調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 電子調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に電子調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を 12(2)に掲げる締切日時までに、電子調達システムで入札する場合にあっては電子調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 14 の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(5)までの書類を 12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本支店、営業所等を有する事業者にあっては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し

(4) 2(2)エ、オ、カ及びクの落札資格を証明する書類（技術提案書提出時点で資格を有していること。）

(5) 2(2)キの落札資格を証明する書類（技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

(1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。

(2) 提出部数は、2 部（正本 1 部及び複写用の副本 1 部）とします。

(3) 原稿サイズは、A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用により頁数はおおむね 300 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。

(4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。

(5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。

(6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

(7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。

(8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

(9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された配置予定清掃従業員の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。

(2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。

(3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は 0 点となり、落札者としません。

(4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後無効とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法

(1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。

- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

- (3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、使用内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします。（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願いいたします。）
 - (2) 本件入札の事項その他に關し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
 - (3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
 - (4) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
- また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。
- なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (5) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

- (6) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (7) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和3年2月1日（月）17時までに電子調達システムから質疑等を行ってください。

ただし、書面による入札参加者にあっては、上記日時までに、14に掲げる所属へ、書面（電子メール又はファクシミリ）により質疑申請を行ってください。

回答は、令和3年2月3日（水）17時までに、「入札等情報公開システム」の「発注情報閲覧画面」で公開します。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和3年2月5日（金）17時までに「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、令和3年2月9日（火）17時までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和3年2月17日（水）17時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は、宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

令和3年2月26日（金）

イ 実施時間及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

入札書は、電子入札システムにより令和3年3月10日（水）13時までに提出してください。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、令和3年3月1日（月）から3月10日（水）13時までの間に、指定する郵便局に「局留郵便」として送付してください。

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：514-0004

指定する郵便局の住所：三重県津市栄町一丁目850番地

指定する郵便局（宛先）：津塔世橋郵便局留

受取人：三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

案件名：令和3～5年度 桑名警察署外7庁舎清掃管理業務 入札書在中

※ 書面により入札書を提出する場合は、入札書に入札価格、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

書面による入札は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

- イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致しないもの
- ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの
- エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

- ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

- イ 入札金額内訳書の差替及び、再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和3年3月10日(水) 13時15分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 2階入札室

※ 開札に立会いを希望される場合は、14に掲げる所属へ令和3年3月3日(水)15時までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、令和3年3月17日(木)15時までに4(2)から(5)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

13 電子調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 警務部会計課施設室管財係 西岡

電話 059-222-0110(内線2277) ファクシミリ 059-226-9917

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of the Mie Prefectural Police Station

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M on Wednesday, March 10, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 1, 2021 and 1:00 P.M on Wednesday, March 10, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:15 P.M on Friday, March 10, 2021.

(4) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8514, Japan

TEL:059-222-0110 EXT. 2277

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格の範囲内において最も高い評価点を得た入札者を落札候補者とします。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価(価格評価点)及び技術内容の評価(技術評価点…技術要件、企業要件及び全般)の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下(入札価格≤調査基準価格)の場合は、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」といいます。)を、全ての入札価格について300点(満点)とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点=300 点×（評価基準額－入札価格）／（評価基準額－調査基準価格）

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴き取りを含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

（1）入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

（2）入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合において、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1 とし、「価格評価点」300 点、「技術評価点」300 点の計 600 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件	研修体制	200	36
		履行体制及び品質保証の取組		120
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		14
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10
	全般	業務の取組姿勢	40	40
合 計			600	600

次のとおり、総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年1月26日

三 重 県 警 察 本 部 長 岡 素 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和3～5年度 津警察署外12庁舎清掃管理業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。調達説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「電子調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）までとします。ただし、契約の履行期限は令和3年4月1日（木）から令和6年3月31日（日）までとします。

(4) 委託業務履行場所

亀山、津、津南、伊賀及び名張警察署、航空隊、交通管制センター、高速道路交通警察隊（亀山IC、久居IC、上野分駐隊）、機動隊、警察学校及び車両整備工場

三重県津市丸之内22-1外12庁舎

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 本店、支店等で電子調達システム利用登録している登録事業者であること。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号及び第2号又は第8号について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号及び第7号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条第1項に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
- キ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000m²以上の規模のものにおいて、清掃管理業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績）があること。
- ク 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。
- ※ エ、オ及びカについては、技術提案書提出時点で確認します。ア、イ、ウ、キ及びクは開札後に落札候補者に対して確認します。ただし、キについては技術提案書で確認できる場合は不要とします。

3 入札に関する事項

- (1) 本件入札は、電子調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- (2) 本件入札は、開札事務を電子調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、電子調達システムの利用登録が必要です。電子調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに13に記載する「電子調達システム利用登録申請を担当する所属」に電子調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。なお、利用登録申請における電子証明書（ICカード）は不要とします。

- (3) 電子調達システム利用登録者が電子調達システムにより本件入札の4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 電子調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 電子調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に電子調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を12(2)に掲げる締切日時までに、電子調達システムで入札する場合にあっては電子調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(5)までの書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店、営業所等を有する事業者にあっては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 2(2)エ、オ、カ及びクの落札資格を証明する書類（技術提案書提出時点で資格を有していること。）
- (5) 2(2)キの落札資格を証明する書類（技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用により頁数はおおむね300頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。

- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

- ア 建築物環境衛生管理技術者
- イ ビルクリーニング技能士
- ウ 清掃作業監督者

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された配置予定清掃従業員の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。
- なお、詳細は12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。
- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
 - (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は0点となり、落札者としません。

(4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後無効とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法

(1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。

(2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

(3) 入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。

(2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

(3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、使用内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします。（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願いいたします。）

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (5) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (6) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (7) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (10) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

- (1) 質疑応答の提出締切日時

令和3年2月1日（月）17時までに電子調達システムから質疑等を行ってください。

ただし、書面による入札参加者にあっては、上記日時までに、14に掲げる所属へ、書面（電子メール又はファクシミリ）により質疑申請を行ってください。

回答は、令和3年2月3日（水）17時までに、「入札等情報公開システム」の「発注情報閲覧画面」で公開します。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和3年2月5日（金）17時までに「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、令和3年2月9日（火）17時までに行います。

- (3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和3年2月17日（水）17時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は、宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

- (4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

令和3年2月26日（金）

イ 実施時間及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

- (5) 入札書提出の日時及び方法

入札書は、電子入札システムにより令和3年3月10日（水）13時までに提出してください。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、令和3年3月1日（月）から3月10日（水）13時までの間に、指定する郵便局に「局留郵便」として送付してください。

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：514-0004

指定する郵便局の住所：三重県津市栄町一丁目850番地

指定する郵便局（宛先）：津塔世橋郵便局留

受取人：三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

案件名：令和3～5年度 津警察署外12号舍清掃管理業務 入札書在中

※ 書面により入札書を提出する場合は、入札書に入札価格、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

書面による入札は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

- ア 入札金額内訳書を提出しないもの
- イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致しないもの
- ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの
- エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び、再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和 3 年 3 月 5 日 (金) 13 時 30 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部 2 階入札室

※ 開札に立会いを希望される場合は、14 に掲げる所属へ令和 3 年 3 月 3 日 (水) 15 時までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、令和 3 年 3 月 17 日 (水) 15 時までに 4(2) から (5) までの書類を 14 に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

13 電子調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部 警務部会計課施設室管財係 西岡

電話 059-222-0110 (内線 2277) ファクシミリ 059-226-9917

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of the Mie Prefectural Police Station

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M on Wednesday, March 10, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 1, 2021 and 1:00 P.M on Wednesday, March 10, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:30 P.M on Wednesday, March 10, 2021.

(4) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8514, Japan

TEL:059-222-0110 EXT. 2277

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格の範囲内において最も高い評価点を得た入札者を落札候補者とします。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格≤調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について300点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 300 \text{ 点} \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$$

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴き取りを含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合において、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」300点、「技術評価点」300点の計600点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件	研修体制	200	36
		履行体制及び品質保証の取組		120
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		14
企業評価	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献活動		10

全般	業務の取組姿勢	40	40
合 計		600	600

次のとおり、総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年1月26日

三重県警察本部長 岡 素彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和3～5年度 松阪警察署外5庁舎清掃管理業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。調達説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「電子調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）までとします。ただし、契約の履行期限は令和3年4月1日（木）から令和6年3月31日（日）までとします。

(4) 委託業務履行場所

松阪、大台、伊勢及び鳥羽警察署、高速道路交通警察隊（勢和多気IC、紀勢分駐隊）
三重県松阪市中央町366-1外5庁舎

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
ウ 本店、支店等で電子調達システム利用登録している登録事業者であること。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号及び第2号又は第8号について都道府県知事の登録を受けている者であること。
オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号及び第7号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条第1項に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
キ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000m²以上の規模のものにおいて、清掃管理業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績）があること。
ク 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。
※ エ、オ及びカについては、技術提案書提出時点で確認します。ア、イ、ウ、キ及びクは開札後に落札候補者に対して確認します。ただし、キについては技術提案書で確認できる場合は不要とします。

3 入札に関する事項

- (1) 本件入札は、電子調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。
- (2) 本件入札は、開札事務を電子調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、電子調達システムの利用登録が必要です。電子調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに 13 に記載

する「電子調達システム利用登録申請を担当する所属」に電子調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。なお、利用登録申請における電子証明書（ICカード）は不要とします。

- (3) 電子調達システム利用登録者が電子調達システムにより本件入札の4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 電子調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 電子調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に電子調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を12(2)に掲げる締切日時までに、電子調達システムで入札する場合にあっては電子調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(5)までの書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。なお、提出した書類について説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店、営業所等を有する事業者にあっては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 2(2)エ、オ、カ及びクの落札資格を証明する書類（技術提案書提出時点で資格を有していること。）
- (5) 2(2)キの落札資格を証明する書類（技術提案書の契約実績において確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用により頁数はおおむね300頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

- ア 建築物環境衛生管理技術者
- イ ビルクリーニング技能士
- ウ 清掃作業監督者

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された配置予定清掃従業員の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。

なお、詳細は12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。

- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。

- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は、行いません。また、技術評価点は 0 点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後無効とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に 100 分の 110 を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札候補者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
 - (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
- また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

- (3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、使用内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします。（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願いいたします。）
- (2) 本件入札の事項その他に疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止す

ことがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(6) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(7) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和3年2月1日（月）17時までに電子調達システムから質疑等を行ってください。

ただし、書面による入札参加者にあっては、上記日時までに、14に掲げる所属へ、書面（電子メール又はファクシミリ）により質疑申請を行ってください。

回答は、令和3年2月3日（水）17時までに、「入札等情報公開システム」の「発注情報閲覧画面」で公開します。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和3年2月5日（金）17時までに「競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、令和3年2月9日（火）16時までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和3年2月17日（水）17時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は、宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

令和3年2月26日（金）

イ 実施時間及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

入札書は、電子入札システムにより令和3年3月10日（水）13時までに提出してください。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、令和3年2月24日（水）から3月10日（火）13時までの間に、指定する郵便局に「局留郵便」として送付してください。

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：514-0004

指定する郵便局の住所：三重県津市栄町一丁目850番地

指定する郵便局（宛先）：津塔世橋郵便局留

受取人：三重県警察本部警務部会計課施設室管財係

案件名：令和3～5年度 松阪警察署外5庁舎清掃管理業務 入札書在中

※ 書面により入札書を提出する場合は、入札書に入札価格、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

書面による入札は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致しないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び、再提出は認めません。

(再入札を行う場合) 別途通知します。

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和 3 年 3 月 10 日 (水) 13 時 45 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部 2 階入札室

※ 開札に立会いを希望される場合は、14 に掲げる所属へ令和 3 年 3 月 3 日 (水) 15 時までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、令和 3 年 3 月 17 日 (水) 15 時までに 4(2) から (5) までの書類を 14 に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

13 電子調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課 企画支援班

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部 警務部会計課施設室管財係 西岡

電話 059-222-0110 (内線 2277) ファクシミリ 059-226-9917

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of the Mie Prefectural Police Station

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:00 P.M on Wednesday, March 10, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 1, 2021 and 1:00 P.M on Wednesday, March 10, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 1:45 P.M on Wednesday, March 10, 2021.

(4) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8514, Japan

TEL:059-222-0110 EXT. 2277

別記「落札候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格の範囲内において最も高い評価点を得た入札者を落札候補者とします。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格≤調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について300点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点=300点×（評価基準額-入札価格）／（評価基準額-調査基準価格）

※ 評価基準額とは、価格評価を行うための基準として定めた額です。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴き取りを含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

（1）入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

（2）入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合において、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1とし、「価格評価点」300点、「技術評価点」300点の計600点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

低入札調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合にあります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件	研修体制	200	36
		履行体制及び品質保証の取組		120
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		14
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		10

	地域社会貢献活動		10
全般	業務の取組姿勢	40	40
	合 計	600	600

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
